

## 船員法の適用範囲に関する参照条文

## ○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（船員）

第一条 この法律において「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令で定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

- 2 前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。
  - 一 総トン数五トン未満の船舶
  - 二 湖、川又は港のみを航行する船舶
  - 三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船
  - 四 前三号に掲げるもののほか、（昭和二十六年法律第百四十九号）に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの
- 3 前項第二号の港の区域は、（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

## ○ 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）

（適用船舶の範囲）

第一条 船員法（以下「法」という。）第一条第一項の国土交通省令で定める船舶は、日本船舶以外の次の各号に掲げる船舶とする。

- 一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条第三号及び第四号に掲げる法人以外の日本法人が所有する船舶
- 二 日本船舶を所有することができる者及び前号に掲げる者が借り入れ、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負つた船舶
- 三 日本政府が乗組員の配乗を行なつている船舶
- 四 国内各港間のみを航海する船舶

（適用除外小型船舶）

第一条の二 法第一条第二項の国土交通省令の定めるものは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット又はモーターボートとする。